

市 記 章

(昭和 23 年 10 月 1 日制定)



この市章は、三角形の鋭角が市勢の飛躍
伸展の意を表し、また仮名の「カ」を図案化
し、更に細分すれば「カ」「ヌ」「マ」の三文
字を表している。

鹿 沼 市 民 憲 章

(昭和 55 年 8 月 1 日制定)

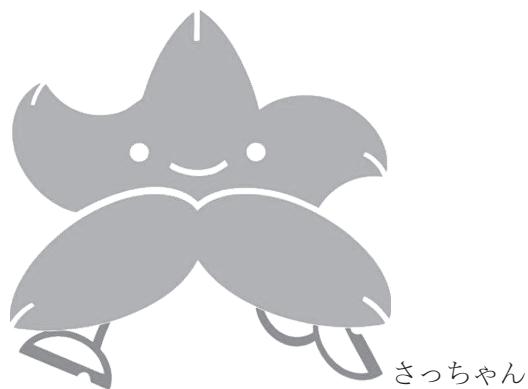
美しい山や川にかこまれたさつきの花咲く鹿沼市は、恵まれた
風土と伝統のもとに栄えてきた産業のまちです。わたくしたちは、
このふるさとに誇りをもち、希望あふれるまちづくりをめざして、こ
の憲章を定めます。

- 1 仕事に励み、健康で明るい家庭をつくります。
- 1 きまりを守り、思いやりのある住みよい社会をつくります。
- 1 自然を愛し、文化のかおる豊かなまちをつくります。

市花 “さつき”

(昭和47年4月1日制定)

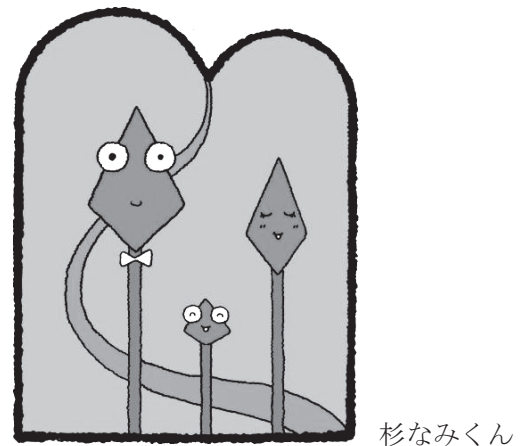
市を中心とする付近一帯から産出される“鹿沼土”は、保水性、排水性にとみ、すぐれた通気性をもっているため、さつき栽培に適しています。このような条件にめぐまれて、市花“さつき”は、昔からさかんに栽培され、いまでは市内のほとんどの家庭にさつきの姿が見られます。



市木 “杉”

(昭和55年8月1日制定)

スギ科の常緑高木で、大地にがっしりと根を張り、幹は天に向かってまっすぐに伸び、樹齡がながく、市内のいたるところで見られます。昔から神社境内に神木として植えられ、広く市民に親しまれており、木工、建具のまち鹿沼とは深い関係にあります。



市果実 “いちご”

(平成28年7月22日制定)

“いちご”は市の代表的な農産物であり、かめまブランドの筆頭、そしてシティプロモーションのシンボルでもあります。市のイメージ向上と認知度拡大を目指して制定されました。



鹿沼市歌 (平成19年3月31日制定)

駒井 瞭 作詞

渡辺 貞夫 作曲

鹿沼市歌選定委員会 補作詞

J=76

あさた さつく ひきみ にの にだわ おいさ うちに やめて まめり なあは みふえ
のれる なちれ かかき れらし もみゆ きなか よきし くりく
かいゆ せきう ひあき かつつ りくに ぶやあ れくら あした うんな
えきふ がせん おうか いたか つかお のなり ひりさ もへき
あしと あこき わがめ せれき かかか ゆめま あいに たきじ たいか かきけ
くどとて みはひ んばー なたと でくと あみひ しらと たいと ををが
つひな つひな るくむ まま実 ちちち

* 3番は小音符を歌う

刊行にあたって

ここに、令和元（2019）年版「鹿沼市統計書」を刊行いたします。

近年の多様化する社会情勢や高度化する情報化社会にあっても、依然として、統計の役割は大きなものがあり、その重要性を更に増して来ていると考えております。

本書は、関係機関・団体等から貴重な資料をいただき、鹿沼市の人口、経済、社会、教育及び文化等の各分野における総括的かつ基本的な統計データを収集し、市勢の現状とその推移を明らかにしたものです。

このように作成しました本書が、行政をはじめ市民生活や事業活動など各方面において幅広い活用をいただければ幸いに存じます。

結びに、ご支援ご協力をいただきました関係機関・団体等の皆様に、厚くお礼を申し上げますとともに、引き続き、ご支援ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和2（2020）年3月

鹿沼市長 佐藤 信

凡 例

- 1 本書は、原則として平成30年、平成30年度又は最新の情報の事実を掲載しましたが、基本的事項で調査を行わなかったものについては、最近の事実を再録しました。
- 2 資料は各官公署、団体、会社及び庁内各部などからの業務統計を直接収集したもの、又は各種統計調査報告書、事業報告書などから抜粋し、集録したものです。
- 3 統計表は、注釈のないかぎり鹿沼市域に関する統計資料を集録したものです。注釈のあるものは、利用にあたって注意してください。
- 4 統計表中の「年」とは暦年(1月～12月)をいい、「年度」とは会計年度(4月～翌年3月)を示したものです。この原則によらないものは表頭右上に注記しました。
- 5 単位は表頭左上に注記しましたが、一見して明らかなものは省略しました。
- 6 統計表中の数値の単位未満は、四捨五入、または、切り捨てをしました。したがって合計と内訳が一致しない場合もあります。
- 7 統計表中の符号の用法は、次のとおりです。
 - 「…」……不詳
 - 「—」……該当数字のないもの
 - 「0」……単位未満
 - 「X」……発表をさしひかえたもの
 - 「△」……減少
- 8 合併以前の数値は、旧鹿沼市と旧栗野町の合計値です。
- 9 統計利用にあたって、さらに詳細な内容を必要とするとき、あるいは疑義があるときは、本市総務部企画課、又は各資料の出所機関に照会して下さい。